

監理技術者・主任技術者等の適正配置について

公共工事の施工に際しては、建設業法及び水戸市建設工事請負契約約款の規定により、次に掲げる「現場代理人、主任技術者、監理技術者等」の設置が義務付けられています。

請負った工事の内容によって必要な技術者の資格や専任制の要件が異なりますので、適正な配置をしてください。

【現場代理人】（建設業法第19条の2第1項、水戸市建設工事請負契約約款第10条、水戸市現場代理人常駐義務緩和措置取扱要領）

現場代理人は、請負契約の的確な履行を確保するため、受注者の代理人として**工事現場に常駐**し、その運営、工事現場の取締りのほか、工事の施工及び契約関係事務に関する一切の権限（請負代金額の変更・請求・受領権限、契約解除権限等を除く。）を有しています。

ここでいう常駐とは、当該工事のみを担当していることだけでなく、さらに作業期間中、特別の理由がある場合を除き、**常に工事現場に滞在**していることを意味しますので、原則として現場代理人は他の工事と兼務はできません。ただし、水戸市建設工事請負契約約款第10条第3項に該当した場合は、水戸市現場代理人常駐義務緩和措置取扱要領（以下「要領」という。）に基づき、2件（兼務をする工事の中に、工事目的物全ての現場施工が完了した工事を含む場合は3件）まで兼務が可能です。現場代理人を兼務する場合は、あらかじめ、連絡員の配置等を記載した現場代理人兼務届を監督員に提出してください。

なお、要領第7条の規定より、現場代理人兼務配置取消通知を受けた場合、当該現場代理人の兼務は取消され、常駐できる現場代理人を選定しなければなりません。また、要領第8条の規定により、現場代理人兼務配置停止通知を受けた有資格請負業者は、市発注工事において、以降4か月間の新たな現場代理人の兼務が認められなくなります。

【連絡員】（水戸市現場代理人常駐義務緩和措置取扱要領第4条）

現場代理人が工事を兼務するときは、要領第5条に該当した場合を除き、工事現場に連絡員を配置するとともに、現場代理人が兼務する他の工事のため不在となるときは、連絡員を滞在させなければなりません。

連絡員は、受注者と直接的な雇用関係のある者（当該工事に係る下請業者と直接的な雇用関係のある者を含む。）とし、建設業許可における経営管理責任者又は営業所の専任技術者、当該兼務に係る工事以外の現場代理人、主任技術者及び連絡員は、認められません。

【主任技術者】（建設業法第26条第1項）

建設業者は、受注した建設工事を施工するとき、建設業法の規定に該当する者で工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる「主任技術者」を置かなければなりません。また、請負代金の額（水戸市においては予定価格）4,000万円（税込）（建築一式工事は8,000万円）以上の場合は、工事現場ごとに「専任の主任技術者」を配置しなければなりません。専任の主任技術者は、他の工事と兼務はできません。

[主任技術者の要件]

- ① 大学（指定学科）又は高等専門学校卒業後、実務経験 3 年以上
- ② 高校（指定学科）卒業後、実務経験 5 年以上
- ③ 実務経験 10 年以上
- ④ 建設業法、建築士法、技術士法、電気工事士法、消防法、職業能力開発促進法等に基づく技術検定等の合格者（必要な実務経験年数を含む。）

【監理技術者】（建設業法第 26 条第 2 項・第 3 項・第 5 項）

市から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、その建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の総額が、4,500 万円（建築一式工事は 7,000 万円）以上になる場合は、建設業法の規定に基づき、工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる「監理技術者資格者証の交付を受けた専任の監理技術者」を置かなければなりません。

[監理技術者の要件]

- ① 建設業法、建築士法、技術士法等に基づく技術検定等の合格者
- ② 主任技術者の有資格者で、発注者から直接請負った当該業種の工事（4,500 万円（建築一式工事は 7,000 万円）以上）に関し、2 年以上指導監督的な実務経験を有する者
- ③ その他国土交通大臣が認定した者

【専門技術者】（建設業法第 26 条の 2 第 1 項）

土木一式工事又は建築一式工事を施工する場合において、土木一式工事又は建築一式工事以外の専門工事を施工するときは、その専門工事に関する主任技術者の資格を有する者で、当該工事現場における施工の技術上の管理をつかさどる者（専門技術者）を置いて自ら施工する場合のほか、当該建設工事に係る建設業の許可を受けた建設業者に施工させなければなりません。（例：建築一式工事に含まれる電気工事、管工事など）

ただし、専門工事の額が 500 万円未満（建築一式工事は 1,500 万円未満）の軽微な建設工事の場合は、専門技術者を配置する必要はありません。

【監理技術者・主任技術者の職務】（建設業法第 26 条の 4 第 1 項）

監理技術者及び主任技術者は、工事現場における建設工事を適正に実施するため、当該建設工事の施工計画の作成、工程管理、品質管理その他の技術上の管理及び施工に従事する者の技術上の指導監督の職務を誠実にこなさなければなりません。

【現場代理人と監理技術者・主任技術者の兼務等】

現場代理人と監理技術者又は主任技術者は、1 件の契約の中で兼務することができます。

【監理技術者・主任技術者の直接的かつ恒常的雇用関係】

建設業法により、監理技術者及び主任技術者は、所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者でなければなりません。適正な配置を確認するため、健康保険証の写しや市町村民税特別徴収税額通知書の写し等の提出を求めます。なお、専任の主任技術者・監理技術者については所属建設業者との3か月以上の雇用関係が必要となります。この場合の3か月以上とは入札の申込日（指名競争で申込みを伴わない場合は入札執行日）以前、随意契約による場合にあっては見積書の提出のあった日以前に3か月以上継続して雇用関係にあることをいいます。具体的な取り扱いは、国土交通省が平成16年3月に発行した「監理技術者制度運用マニュアル」によります。したがって、これらの技術者等は在籍出向者、派遣社員、下請業者の所属であったり、その工事のために一時的に雇用された者であってはなりません。

【営業所の専任技術者】

建設業許可で必要な「営業所の専任技術者」は、常時その営業所に勤務していることが必要です。この「営業所の専任技術者」が工事現場の技術者として従事できるのは「工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事しうる程度に工事現場と営業所が近接し、当該営業所との間で常時連絡をとりうる体制にあるもの」に限られます。このとき、主任技術者になれるのは、専任を要しない工事の場合であり、当該工事が専任を要する場合は、主任技術者になることはできません。また、「営業所の専任技術者」は、常駐義務のある現場代理人としては、配置することはできません。

【監理技術者・主任技術者の途中交代】

技術者の交代は、適正な履行の確保を阻害するおそれがあることから、施工管理をつかさどっている技術者の途中交代は、原則として認められません。ただし、技術者の死亡・傷病・出産・退職等や受注者の責によらない契約事項の変更に伴う場合など、真にやむを得ない事情があるときは、この限りではありません。なお、原則として技術者の交代が認められる基本的な条件は、公告した入札参加資格・条件に明示された範囲とし、同等以上の技術力を有する技術者となります。

【建設工事における技術者等の配置について（参考）】

①工事金額による区別	監理・主任技術者			現場代理人		連絡員	
	②監理・主任技術者の配置	③専任性	④雇用関係	⑤配置義務	⑥雇用関係	⑦配置等	⑧雇用関係
予定価格4,000万円以上 (建築一式8,000万円以上) (※6,7)	下請契約総額4,500万円以上 (建築一式7,000万円以上)又は 入札公告等において監理技術者 の配置が条件となっている場合、 監理技術者を配置	専任(※1)	直接的(※2) かつ 3か月以上の 恒常的(※3) 雇用関係(※4)	常駐(※5)	直接的雇用関係 (※2, 4)	×	×
予定価格4,000万円未満 (建築一式8,000万円未満) (※6,7)	主任技術者	なし	直接的(※2) かつ 恒常的(※3) 雇用関係(※4)	水戸市現場代理人常駐義務緩和 措置取扱要領を 適用する場合を 除き常駐(※5)	直接的雇用関係 (※2, 4)	水戸市現場代理人常駐義務緩和 措置取扱要領を 適用する場合、 配置及び滞在	受注者又は 下請業者との 直接的雇用関係 (※2, 4)

※1:「専任」とは、他の工事との兼任を認めないことを意味するものであり、専任技術者を常時継続的に当該建設工事の現場に配置していなければならない。

※2:「直接的雇用」とは、主任技術者と建設業者との間に第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係(賃金、労働時間、雇用、権利構成)が存在することをいう。

※3:「恒常的雇用」とは、一定の期間にわたり当該建設業者に勤務し、日々一定時間以上職務に従事することが担保されていることをいう。

※4:雇用関係を証明する書類 ア)健康保険被保険者証 イ)健康保険被保険者標準報酬決定通知書のどちらか。

社会保険に加入できない方は ウ)市町村が作成する住民税特別徴収税額通知書及び雇用保険被保険者資格取得等確認通知書

※5:「常駐」とは、当該工事のみを担当していることだけでなく、さらに作業期間中、特別の理由がある場合を除き常に工事現場に滞在していることをいう。

※6:随意契約又は「水戸市建設工事に係る合冊入札実施試行要項」等に基づき合冊入札により契約する複数の工事については、同一の工事として扱うことができる。

その場合の予定価格は同一の工事として扱う全ての工事の総額とする。

※7:設計変更により請負代金の額が4,000万円以上(建築一式は8,000万円以上)となることが見込まれる場合は、変更予定価格とする。

【技術者等の関係について（参考）】

		監理・主任技術者の専任を要しない工事(※1)			監理・主任技術者の専任を要する工事(※2)		
		現場代理人	監理・主任技術者	経營業務の管理責任者 営業所の専任技術者	現場代理人	監理・主任技術者	経營業務の管理責任者 営業所の専任技術者
同一 工事 (※6)	現場代理人		○	×		○	×
	監理・主任技術者	○		▲(※3)	○		×
	経營業務の管理責任者 営業所の専任技術者	×	▲(※3)		×	×	
	連絡員	×	×	×	×	×	×
他 工事	専任を要しない 工事	現場代理人	▲(※4,5)	×	×	×	×
		監理・主任技術者	×	▲(※5)	▲(※3)	×	×
	専任を要する 工事	現場代理人	×	×	×	×	×
		監理・主任技術者	×	×	×	×	×
	連絡員	×	×	×	×	×	×

※1:監理技術者又は主任技術者の専任を要しない工事とは、予定価格4,000万円(建築一式工事は8,000万円)未満の工事をいう。

※2:監理技術者又は主任技術者の専任を要する工事とは、予定価格4,000万円(建築一式工事は8,000万円)以上の工事をいう。

※3:工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事しうる程度に工事現場と営業所が近接し、当該営業所との間で常時連絡をとれる体制にある場合(工事現場と営業所が水戸市内)、配置可能となる。

※4:水戸市現場代理人常駐義務緩和措置取扱要領第6条に基づき、現場代理人兼務届を提出し、受理されることにより配置可能となる。なお、要領第7条又は第8条により配置不可となる場合がある。

※5:他工事において主任技術者と現場代理人を兼務している場合、配置不可となる。

※6:随意契約又は「水戸市建設工事に係る合冊入札実施試行要項」等に基づき合冊入札により契約する複数の工事については、同一の工事として扱うことができる。

凡例

○:配置可能
▲:条件により配置可能
×:配置不可